

## 2

## 主な関係事業

基本 目標	施策 方向	事業名	事業内容	実施 主体	対象者		
					母子	父子	寡婦
相談・ 情報提供の 充実	相談機能	母子自立支援員等による相談	母子家庭及び寡婦の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応し、関係機関とのネットワークを活用して母子家庭等の自立を支援する。	県市等	○		○
		こども家庭相談センターにおける相談	子どもや女性、家庭に関する問題に対して相談に応じ、援助を行う。 ●電話相談 ●面接相談	県	○	○	○
		母子家庭等就業・自立支援センター事業					
	情報提供	就業相談事業	母子家庭等の就業に関する相談及び生活全般にわたる相談を実施。 ●職業適性診断	県	○		○
		就業支援バンク事業	就業活動を支援するための情報提供及びきめ細やかなサポートを実施。 ●求人情報提供 ●季刊誌、講習案内等送付	県	○		○
	県・市町村における情報発信	各制度に関して、広報誌やホームページ、パンフレット、チラシ等の活用により情報提供を行うとともに周知を図る。	県市町村	○	○	○	

基本 目標	施策 方向	事業名	事業内容	実施 主体	対象者			
					母子	父子	寡婦	
子育て 支援策の 推進	多様な 保育サー ビス	保育所における優先入所	母子及び寡婦福祉法第29及び34条に基づき、ひとり親家庭の親が就業等を十分に行うことができるよう優先入所を促進する。	市町村	○	○		
		延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため保育時間の延長を実施。	市町村	○	○		
		休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の就労等による、休日の保育の需用に対応。	市町村	○	○		
		一時保育事業	保護者の就労形態の多様化、傷病や育児疲れ等に対応するため実施。	市町村	○	○		
		病後児保育等事業	子どもが病気回復期のときや母親の産後回復期に対応するため、保育所や医療機関等において、こどもを預かる制度を実施。	市町村	○	○		
		ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を受けたい人で行いたい人が会員となり相互援助を行う。 ●保育所への送迎 ●保育所開所時間前後の保育 ●病後児保育等	市町村	○	○		
		母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親や寡婦が、一時的に生活援助、保育サービスが必要になった場合、家庭生活支援員の派遣等により支援を行う。 ●支援内容：家事、介護、食事や身の回りの世話、保育サービス ●利用金額：生活援助300円以内、子育て支援150円以内	県市町村	○	○	○	
		子育て短期支援事業						
		短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が病気など、一時的に子どもの養育が困難になった時などに、児童福祉施設において短期間子どもを預かる。 ●利用期間：7日以内 ●利用金額：1日4,000～7,000円程度	市町村	○	○		
		夜間養護等(トワイライトステ)事業	保護者が仕事等で帰宅が夜間にわたる等で、子どもの養育が困難になった時などに、児童福祉施設において預かり食事の提供等を行う。 ●利用時間：1日4時間、年間6カ月以内 ●利用期間：16～22時までの間	市町村	○	○		
児童健全 育成	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	昼間(放課後)保護者のいない児童の健全育成を図るため、児童館や学校の余裕教室等で、指導員が遊びや生活の指導を実施。 ●対象児童：保護者が昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童等	市町村	○	○			
	ひとり親家庭生活支援事業	より身近な地域での多様な生活実態に応じた支援を提供。 ●生活支援講習会及び相談支援 ●健康支援 ●児童訪問援助 ●土日・夜間の電話相談 ●ひとり親家庭情報交換	市町村	○	○			
養育費の 確保	母子家庭等就業・自立支援センター事業							
	法律相談事業	法律に関する問題について弁護士による特別相談を実施。 ●年12回開催 ●1人30分程度、予約制 ●料金無料	県	○	○	○		
	養育費確保に向けた啓発	児童扶養手当現況届提出時等において情報提供を行うとともに、母子自立支援員に対し、養育費に関する研修を実施。	県市町村	○	○			

基本目標	施策方向	事業名	事業内容	実施主体	対象者		
					母子	父子	寡婦
生活支援策の充実	生活基盤	母子生活支援施設における生活・自立支援	精神的に安定できる環境を提供しつつ、施設利用により子育てと生活の自立が図れるよう支援する。	県市等	○		
		公営住宅における優先入居	県営住宅では、母子世帯等の福祉世帯向けに優先枠を設定。また、市町村においても地域の実情に応じて実施を検討。	県市町村	○		
	経済的支援	母子及び寡婦福祉資金貸付金	母子及び寡婦の自立の助長と児童の福祉の増進するための福祉資金貸付制度。 ●事業開始資金 ●修学資金 ●事業継続資金 ●修業資金 ●就職支度資金 ●生活資金 ●技能習得資金 ●住宅資金 ●医療介護資金 ●転宅資金 ●就学支度資金 ●結婚資金 ●特例児童扶養資金	県市等	○		○
		児童扶養手当	父と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る。	県市等	○		
		遺族基礎年金	国民年金に加入していた夫が死亡したとき、18歳未満の子どもがある妻又は18未満の子に支給（納付要件あり）	国	○		
		遺族厚生年金	厚生年金に加入していた夫が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして支給される報酬比例の年金（納付要件あり）	国	○		
		母子家庭医療費助成	母子家庭の経済的負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。	市町村	○		
		保育所保護者負担金の減免	母子世帯の課税状況に応じて保育所の保護者負担金を減免する。	市町村	○		
		J R 定期乗車券割引制度	生活保護又は児童扶養手当の支給を受けている世帯に、「通勤定期乗車券」に限り3割引きで購入できる制度	JR	○		
		(財)奈良県交通遺児等援護会激励金	交通事故や自然災害で父又は母を亡くした18歳未満の児童に激励金（10万円）を支給。	財団	○	○	

基本目標	施策方向	事業名	事業内容	実施主体	対象者			
					母子	父子	寡婦	
就業支援策の推進	母子家庭等就業・自立支援	母子自立支援員等による相談(再掲)	母子家庭及び寡婦の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応し、関係機関とのネットワークを活用して母子家庭等の自立を支援する。	県市等	○		○	
		母子家庭等就業・自立支援センター事業						
		就業相談事業(再掲)	専門相談員による就業相談及び就職情報の提供等。	県	○		○	
		関係機関と連携した求人情報の提供	公共職業安定所、福祉人材センター、奈良県しごとiセンター等との連携による求人情報の提供。	県市等	○		○	
		「画」母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者のうち、自立・就労に意欲のある者について計画的に自立を支援する。	県市等	○			
	能力開発	就業支援セミナー事業	就業にあたって必要な基礎知識を身につけるためのセミナーを実施。	県	○		○	
		就業支援講習会事業	就業に結びつく可能性の高い技術、資格取得のための講習会を実施。 ●講習内容：IT、調理師、簿記等	県	○		○	
		公共職業訓練事業	求職者や離転職者を対象に、総合的な職業能力の開発・向上を図る。 ●科目：OA事務、経理事務等 ●期間：6ヶ月～1年	県	○	○	○	
		「画」準備講習付き職業訓練	母子自立支援プログラムに基づく児童扶養手当受給者への職業訓練 ●医療事務 ●ビジネス一般 ●経理・会計等	県	○			
		技能習得期間中の貸付(再掲)	母子家庭の母及び寡婦が、就職に必要な技能を習得する場合、母子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金の貸付を行う。	県	○		○	
母子家庭自立支援給付事業								
	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母が就業に有利な教育訓練を受講する場合、その受講料の一部を給付。 ●対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ●支給金額：対象講座の受講料の4割相当額(上限20万円、下限8千円)	県市等	○				

就業支援策の推進

能力開発	高等技能訓練促進費事業	母子家庭の母が資格の取得を目指して養成機関で修業する場合、受講期間の一定期間について、訓練促進費を支給。 ●対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等 ●支給期間：修業期間の最後の3分の1に相当する期間(12ヶ月上限) ●支給金額：月額103,000円	県市等	○		
	就業機会の創出	常用雇用転換奨励金事業	非常勤等で雇用された母子家庭の母に対し、OJTを実施し常用雇用に移行した後、一定期間経過した事業主に対し奨励金を支給。 ●支給対象者：事業主 ●支給金額：1人あたり30万円 ●対象労働者：母子家庭の母	県市等	○	
就業促進活動事業		母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、就業支援員による企業啓発及び雇用の開拓を実施。 ●経済団体及び社会福祉法人に対してPR	県	○		○
公共的施設における雇用		母子及び寡婦福祉法第29及び34条に基づき、県、市町村及び社会福祉施設等において母子家庭及び寡婦の雇用を促進する。	県市町村	○		○
事業の開始における貸付(再掲)		母子家庭の母や寡婦が新たに事業を開始する場合(共同事業を含む)には、母子及び寡婦福祉資金貸付金の事業開始資金の貸付を行う。	県	○		○
事業の開始における支援		新たに事業を創出する場合には資金の融資を行うとともに、(財)奈良県中小企業支援センターで、相談や情報提供を行う。	県	○	○	○
国(奈良労働局)等の実施		公共職業安定所(HU-ワーク)における就業及び職業訓練斡旋事業	求人情報の提供を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター事業と連携して母子家庭の母等に対して職業相談や職業紹介及び公共職業訓練等の相談・受講指示(推薦)を実施。	国	○	○
	特定求職者雇用開発助成金事業	母子家庭の母等を公共職業安定所又は、職業紹介事業者の紹介により雇入れ、継続して雇用する事業主に対して助成金を支給。 ●助成率：賃金の1/4~1/3程度 ●助成期間：1年	国	○		
	試用雇用(トライアル雇用)奨励金事業	公共職業安定所の紹介で母子家庭の母等を一定期間試行的に雇用する事業主に対して奨励金を支給。 ●助成額:対象労働者1人につき月額5万円 ●助成期間:最大3ヶ月間	国	○		
	事業主に対する母子家庭の母の雇用啓発	事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解の浸透を図るための啓発活動を積極的に推進。	国	○		
	(財)21世紀職業財団における両立支援事業	再就職準備セミナー及び、育児、介護、家事サービスに関する相談と情報提供等を実施。 ●再就職希望者登録支援 ●フレイフレー・テレフォン等	財団	○	○	○

参考資料

基本目標	施策方向	事業名	事業内容	実施主体	対象者		
					母子	父子	寡婦
関係機関の連携及び地域の協働の推進	関係機関	相談関係者活動支援事業	関係機関及び自立支援関係者との合同検討会議を実施。	県	○	○	○
	地域支援活動	ひとり親家庭等に対する地域支援活動	民生委員、児童委員、奈良県母子福祉委員、社会福祉協議会、母子寡婦福祉団体等による、ひとり親家庭等に対する地域での支援活動を促進する。	県市町村	○	○	○
		ひとり親家庭等の地域活動参加	ひとり親家庭等がいきいきとした生活を送れるよう、情報交換や交流を行ったり、ボランティア活動等の地域行事への参加を促進する。	県市町村	○	○	○
		母子福祉団体実施事業に対する支援	母子福祉団体が事業を実施する際には、母子及び寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、売店・自動販売機等の優先設置を促進する。	県	○		○

※市等とは、市及び福祉事務所を設置する町村